

6 総務第 2234 号
平成26年 9月26日

米軍基地建設を憂う宇川有志の会
代表 三野 みつる 様

京丹後市長 中山 泰

「経ヶ岬米軍基地に関する緊急質問」及び「Xバンドレーダー経ヶ岬米軍基地に関する質問（再質問）」について（回答）

平成26年8月1日にご提出いただきました上記質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

経ヶ岬米軍基地に関する緊急質問に対する回答

1. 米軍関係者の居住地について、市が昨年9月10日に防衛省に出した要望書では、その7項目目に「米軍関係者の施設・区域外における居住地の選定にあたっては、地元区、地元自治体の意向を踏まえ、適切・丁寧な手続きを確保すること。」となっています。防衛省はこれに対し「真摯かつ万全に対応してまいります。」とのことです。ところが、現在この居住地について、京丹後市内の不動産業者が市内各地の物件をその用地として確保すべく活潑な活動を行っております。宇川では、某業者が中浜尾和間の国道の両サイドの相当な範囲の土地をその用地とすべく立ち回っておられると聞いています。

この事についての事実関係を市はどのように把握されているのか？ 事実ならば、地元区・地元自治体の意向はどのようになっているのか？ 適切・丁寧な手続きは確保されているのか？ 今後どのように選定作業を進められる予定か？ この件で防衛省に対して何か言われたのか？

【回答】

- 米軍関係者の施設・区域外における居住地の選定にあたっては適切・丁寧な手続きを確保するよう本市としてもかねてより強く要請を行っており、これを踏まえ、防衛省の指導によりまず第一段階の手続きとして、軍属となるべき両会社（通信施設部門のレーシアン社及び警備部門のシェネガ社）の共同開催にて、本年6月、京都府宅建業協会に所属する京丹後市内の会員民間会社に対して説明会が開催され、会員間で等しく情報と機会を共有しながら、現在、会員民間会社により、市内全域を候補対象に、居住拠点選定・建築を目指した模索と択抜の手続きが進められています（総じて言って、現在その過程にあります）。

もちろん、居住場所の選定自体、住民不安の解消等に向け行政として適切な形での情報収集等が求められている課題ではありますが、他方で、市内いずれの地域にあっても、選定手続きに先立ち、場所選定にあたって地域間相互での何らの優先・先後の関係はない、という大前提を出発点に民間中心の手続きが現在進められている中では、仮にも公益等に具体的に関連する特段の事情など生じない限り、引き続き、適切な情報収集とともに慎重な見守りをしてまいりたいと思います。

居住拠点の選定等を巡る具体的な方向性の確認ができる段階になったケースについては、その都度、当該地元区長さん等とご相談させていただきながら、住民の皆さんの不安解消の徹底と適切な交誼向上に資するよう、今後とも適切な情報収集等とともに必要で真摯な取組みを進めてまいりたいと思います。

2. 現在米軍基地の工事が九品寺周辺で行われておりますが、本堂裏、崖先の穴文殊洞窟直上のレーダー設置予定地では、周辺が削岩機等で大規模に掘り下げられ、貴重な岩石が大量に削られて穴文殊の形状そのものが破壊されている状況にあります。この地は京都府のレッドデータブックにも記載され、山陰海岸ジオパークの一角をなす貴重な自然/文化遺産であります。市はこの事実をどのように把握されていますか？

防衛省は「米軍は景観の保全に尽くす」と説明し、市は6/23の我々の会からの質問への回答で、「穴文殊・ハヤブサを始め本市の大切な資産や環境が確実に保全されなければならない。」とし、「しっかり注視し確実な確保への取り組みを尽くす。」と答えておられますが、そのことは実行されているのですか？

【回答】

- 工事自体は、現在、平坦地を造成するための造成段階の工事を中心に施工され、作業時間帯の設定、建設現場との境界柵等の設置等を含め、工事が及ぼす住民生活や周辺環境等への諸影響を極力少なくした施行に努めていただいています。

- 併せて、松を含めた穴文殊境内の環境保全、直下の海食洞への影響排除のための掘削位置等の保持などをはじめ、穴文殊の貴重な資産や環境の保護・保全を慎重に確保いただきながら一連の工事を行っていただいていることは確認しており、引き続き、工事中における周辺諸環境への特段の影響の排除を含め、しっかりと注視し万全な対応に尽くしてまいります。

3. 現在、九品寺周辺を京都府警の警官が 24 時間体制で警戒に当たっておられますが、九品寺の参拝者等に対して、参拝妨害行為とも思える執拗な質問やつきまといを行い、多くの苦情を聞いております。この件について、市はどのように把握をされていますか？ 警戒の直接の担当である京丹後警察は現場の警察官にどのような指示を与えていると把握しておられますか？ また、基地建設に関わって米軍関係者が既に日々自動車通勤しておられ、その人数が今後増加してくるとのことですが、地元住民の事件事故等への不安が尽きません。宇川住民への警察による直接の説明会をこれまで何度も求めてきましたが、いまだ実現していません。市はそのようなことでいいと考えておられるのですか？

【回答】

○ 本市におきましては、レーダー設置に際し当初から住民の安全安心の確保のため 24 時間複数体制の警備を要請してきています。

京都府警に置かれては、警戒の必要についてご検討いただき、現在の警戒警備を実施していただいているものと承知しており、引き続き、様々なご指摘や情報提供等を適切に受け止めながら、警備御当局はじめ関係機関あげて住民の皆さんの安全・安心の確保に全力をあげていきたいと思っています。

事件・事故の発生への備えについては、前回回答（5 頁 3 段）で申し上げましたように、防衛省、米軍、京都府、警察、京丹後市、そして地域自治区及び地域住民代表等によって構成される連絡会：「米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会」を立ち上げ、同会等を中心に緊密な連携を図ってまいりますが、先般、9 月 24 日に、本連絡会を立ち上げる連絡会議を開催したところです。

事件・事故の発生への備え、防止策等については、今後とも、連絡会において必要な対策のフォロー等を行なうなど、基本的には本連絡会を通じ様々な必要な対応及び連絡・周知等を行なってまいります。また、このような基本的な対応のほか、警察当局を含め各行政機関ごとの固有の相談等窓口も設置していますので、ご懸念の事柄・事案等がありましたらどんなことでも前広にご相談いただきたいと思います。

なお、宿泊ホテル等から出勤される際の集団的なマイクロバス等活用について確認しているほか、京都府警中心に、全ての軍人・軍属を対象とした交通安全講習・研修の積極的な実施を予定していただいています。

車力基地のあるつがる市では、冬期対策の講習を行なうことによって、冬期間における事故が激減したといった成果も聞いており、今後とも、諸地域の対策状況も踏まえながら、安全教育・対策の徹底に万全に努めてまいります。

4. 6/23の市の回答では、「日本国内における米軍関係者の事件事故では、公務内公務外を問わず、被害者が十分な補償をされず大変な不利益を被っている実態について、どう考えるのか？」という質問に対して、全く回答を無視しておられます。「そういう事態となっても京丹後市民は我慢せよ」と、市は考えておられるのですか？
5. また、「市として独自の補償措置を検討しないのか？」という質問に対して、「他の自治体での前例はないし、注視する」とのことですが、具体的な制度の創設こそ安全安心の確保につながる具体策だとは考えられませんか？再編交付金はそのためにこそ利用されるべきだと考えられませんか？

【回答】

ご指摘中にありますように、自治体独自での補償措置について、沖縄はじめ国内他地域の自治体でも求償に係る補償制度を独自に有している事例は当方確認する中では見当たりませんが、前回回答（7頁3段）で申し上げましたように、求償のための一定の手続きが両国政府を中心に整備され漸次改善も重ねられており、施策の本来の由来からは基本的には、足らざるには改善を求めながら今後とも補償全般につき両国レベルの施策に拠るべきと考えています。

その上で、住民の安全・安心の確保の観点から引き続きよく注視するとともに、必要な要請など適切な対応をしていきたいと思えます。

なお、事件・事故に関する被害の補償措置全般の状況に関しては、前回回答（4頁2段～5頁3段等）したとおりであり、そこで申し上げますように、事件・事故の対応については、漸次、改善に向けた可能な限りの真摯な努力と進捗が重ねられ、依然様々な課題を有しているものの、相応の制度・手続きが整備されていると思料しており、他方で、今後とも解決が進められるべき地域横断的・全国的な課題も多くある中で、本市としても、沖縄はじめ国内他地域の皆さんと必要な連携もしながら、日米地位協定及びその運用のさらなる改善はじめ様々な住民不安や負担の軽減・解消に向け、尽力していきたいと思っています。

Xバンドレーダー経ヶ岬米軍基地に関する質問（再質問）に対する回答

27 28 の5つの質問については、回答そのものが全く無視されていると思われま
す。この件についての市の見解を確認したい。

市長は約束の条件が満たされない場合、「協力撤回」もありうると繰り返し発言
されておられますが、現在もそのお考えに変わりはありませんか。また、仮に基地
建設がなされた場合でもそれが可能だとお考えですか。

A. この質問への回答は、回答3のグループに回されているが、具体的回答は何もな
い。意図的に無視され、従来の市長の言葉が消されようとしている。

防衛省によると、事件事故が起こった場合は防衛省が「適切に対応する」という
ことで、「現地連絡所」あるいは「近畿中部防衛局」へ電話連絡すれば「しっかり
やる」とのことですが、そのようなことで「住民の安全安心の確保」が担保される
と考えておられますか。

A. この質問への直接のコメントはなし。

事件事故が起こった場合、日米地位協定によって、公務中ならば裁判権は米軍に
移り、加害者への処罰も賠償も被害者に大きく不利益になることが他の在日米軍地
域で起こっていますが、それでも「適切な対処」と考えられますか。

A. この質問への直接のコメントはなし。「公務内は公務外と裁判権の帰属が異なる」
という文言があるだけ。被害求償については、「地位協定により防衛省が被害者か
ら賠償請求を受け、防衛省と米国側との協議のうえ賠償額を決定し、被害者の同意
を得て賠償支払いが実施される」と解説。その内容が不十分な実態をどう考えるの
かへの言葉はなし。「適切か？」に無視。

27 この基地に関わって軍事的な要因や事故等によって住民に何らかの被害がもた
らされた場合、市としてどのように責任を取るおつもりですか。

A. この質問は完全に無視。「政府として真摯かつ万全に対応いただけることを確認し
ている」として、市の責任はないと婉曲に行っているつもり・・・？

28 今後ともこの件で住民より様々な疑問・不安が出てくるのが予想されますが、
それに対処する市の具体的な方法をお示し下さい。

A. この質問も完全無視。いろんなところがやってくれるので敢えて市を出す必要は無
い。という考えか・・・？

【回答】

1 まず、ご質問に対する回答に当たっては、本案件それ自体、国、地域通じ各方面に
亘り甚大な重要性があるとともに、各種負担を巡る評価等の切り口等も複層的な面が
あります。このため、当方回答に当たっては、直截的又は一面的な回答記述のゆえに
（意図せざるとも）断片的な誤解等を万一にも招かないためにも、可能な限り簡明な
表現に留意しつつも、前後左右丁寧に行き届き総合的に記述することが欠かせないとい
う点、あらかじめご理解をいただきたいと思っています。

2 その上で、ご質問 で掲起されている確認条件等を巡る姿勢も含め市側の対応等の
考え方については、当初回答の8頁第1段及び同9頁最終段で申し上げたとおりです。

併せて、この間の市議会等での質疑応答を通じた答弁内容の全体についても当然、適切に踏まえながら、市民の皆さんの安全・安心のための取組み確保の履行等の状況を十分に注視し、万全・万般の対応に尽くしてまいります。

- 3 ご質問 27、及び 28 に関しては、当初回答 4 頁第 2 段～同 5 頁第 3 段で申し上げますとおり、自治体として住民の安全・安心の確保が最重要課題である中、全国的な課題と今後の連携等を巡る考え方等とともに相応の手続きが用意されている等の旨まとめています。特にご質問 28 に関しては、当初回答 9 頁第 2 段において、本市や防衛省など各機関の固有の窓口の整備及び連絡会での必要な対応等について具体的に記述しているとおりです。

また、ご質問 27 に関しては、8 月 1 日付け緊急質問に対する回答中、ご質問 4 及び 5 に対する回答において改めてまとめていますので、ご参照ください。

21 26 の 7 つの質問については回答がずらされて曖昧・不明確です。この件についての市の見解を確認したい。

さらに公務外の場合、防衛省は「加害者個人の責任なので被害者は示談で解決を」と説明されましたが、加害者の賠償能力はきわめて低く被害者がきわめて不利な立場に立たされるということが他の在日米軍地域で起こっています。それでも「適切な対処」と考えられますか。

- A. 「公務外事件は第一次裁判権を有するが、捜査手続きに課題が指摘されている。」被害求償については、「原則として加害者が損害賠償を負う。」「交通事故については軍人等に任意保険の義務的加入が指導されている。」「加入者の支払い能力が不足するケースは米国政府が慰謝料を支払う一定の手続きも用意されている。」その内容が不十分な実態をどう考えるのかへの言葉はなし。「適切か？」には無視。

米軍関係者の車両全てについて、相当額(対人1億円以上、対物3,000万円以上)の任意保険に入っていることが最低必要であり、そのことを市で明確に把握できることも必要であると考えますが、市の見解はいかがですか。

- A. 「基本的に義務的加入が指導されていると承知している」「市は必要な確認と要請に努めてまいります。」この質問の核である『額』についてのコメントはなし。

米軍関係者の居住地については、地元住民の負担を増やさないよう市が責任を持って管理することが必要と考えますが、市はどのように考えておられますか。

- A. 地元区、地元自治体の意向を踏まえ、適切・丁寧な手続きを確保することを防衛省・政府に対して要請している。市の責任には触れず、防衛省へ丸投げ。

基地に関わって、米軍関係者は当面峰山のホテル等から集団で移動するよう米軍に要請するとのことですが、その確約は米軍から得られているのでしょうか。また、将来はどのようにされるのか具体的予定をお示し下さい。

- A. 事前に改めて要請を行い確認をしていきたい。確約はいまだに得られていない。「将来」についてのコメントはなし。

事件事故に直接対応するのは京都府警となりますが、その京都府警の責任ある立場の方から具体的な対処の方法を、住民は未だ聞かせていただいております。市はそういう場を持つ必要はないとお考えですか。

- A. 「警察当局からの事前の説明・周知の持ち方は他のことも含め関係機関間で今後協議を進める。」これから考えるかも・・・。

21 市には、被害者が受ける事件事故の不利益を速やかに補填する市独自の制度を作る考えはありませんか。

- A. (足らざるは改善を求めながら)補償全般は両国レベルの施策(地位協定)によるべき。国内のそのような補償制度は見当たらない。今後も注視したいが・・・市にそういう制度を考える気は無いということ。

26 先の説明会において、宇川住民と米軍の責任者との間に直接話し合いのできる場を求める声が上がりましたが、防衛省はそういう考えのないことを回答されました。直接に米軍施設やその関係者と接することになる地元の主権者である住民が、その当事者と話し合いのできる場を持つことは民主主義の基本からも重要なこと

であると考えますが、市の見解をうかがいたい。

A. 連絡会が情報交換と対応を行う。市も必要に応じ連絡要請を行う。住民の疑問不安は市、防衛省の窓口へ。住民と米軍の直接対話について、民主主義について、は無視してコメントせず。

【回答】

- 1 ご質問 及び²¹に関しては、8月1日付け緊急質問に対する回答中、ご質問4及び5に対する回答において改めてまとめていますので、ご参照ください。
また、公務外の場合、任意保険への加入については、軍属を含め対人3000万、対物300万の賠償額を下回らない額の自動車保険への加入が義務付けられていることに加え、軍人の場合は、万一保険の上限額を超える賠償が必要とされ、示談が困難なケースには、加害者に代わって米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得た上で、支払われる仕組みも基本的に用意されていると承知しています。契約会社社員のような軍属の場合には、軍人に準じた制度的措置を引き続き要請してまいります。
いずれにしても、万一被害が発生した場合においては賠償請求等に関し防衛省においても被害者に寄り添った真摯で丁寧な相談手続きが確保されることを確認しています。
- 2 ご質問 に関して、居住地の選定手続きについては、8月1日付け緊急質問に対する回答中、ご質問1に対する回答においてまとめていますので、ご参照ください。なお、居住されて以降においても、住民の皆さんの特段のご負担のないよう、日常的に本市や防衛省など各機関固有の相談等窓口も整備されていますし、関係機関と住民代表等の皆さんによる連絡会も設置され、必要な対応を万全に尽くすとともに、適切で円滑な友好・交誼促進にもつなげていきたいと願っています。
- 3 ご質問 に関しては、基本的に、勤務シフトごとに、マイクロバス等を使用して集団で通勤されること、使用するマイクロバス等は3～4台程度であり、運転手は地元の邦人を採用される予定であることを確認しています。なお、来年4月以降の居住拠点に移られた後においても、拠点の配置状況を踏まえつつ、マイクロバス等を使用した集団的な通勤の形を引き続き相談・要請してまいりたいと思います。
また、ご質問 及び²⁶に関しては、当初回答9頁中段及び8月1日付け緊急質問に対する回答中、ご質問3に対する回答（特に第2段）にまとめていますので、ご参照ください。